

# 特定非営利活動法人 自立生活センターとちぎ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自立生活センターとちぎと称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市下栗町 2947 番地 8 イースタンピュア 103 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児・障害者（以下、障害者という）及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、共生した社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①ピア・カウンセリング事業
  - ②自立生活プログラム事業
  - ③相談支援事業
  - ④福祉有償輸送事業
  - ⑤福祉に関する情報の提供事業
  - ⑥障害者及び高齢者の自立支援に関する事業
  - ⑦障害者及び高齢者の政策に関する提言事業
  - ⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

## ⑨地域生活支援事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 本会の目的に賛同して入会し、総会において議決権を有する個人
- (2) 正会員 本会のサービスを利用する個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 4 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく年会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は、総会において運営会員の中から選任し、総会に報告する。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を越えて含まれることになってはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 入会金及び年会費の額
- (6) 理事の選任、解任
- (7) 役員の職務
- (8) 規則及び細則の変更
- (9) 総会に付すべき事項
- (10) その他本会の運営に関する必要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の少なくとも 5 日前までに発して行わなければならない。

3 前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の請求があった場合は理事長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、選出した運営会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、運営会員総数の 2 分の 1 以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した運営会員の 3 分の 2 以上の同意

があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面または FAX、電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、前 2 条及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)運営会員の総数

(3)出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(4)審議事項

(5)議事の経過の概要及び議決の結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名 2 名以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他議会の議決を要しない会議の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面または FAX、電磁的方法をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または FAX、電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数
- (3) 出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名 2 名以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 各種助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第 43 条 本会の事業年度は、毎年 1 2 月 1 日に始まり、翌年 1 1 月 3 0 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)



第 44 条 本会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び支出の変更は、総会の議決を経て行う。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加又は更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

2 決算上、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した運営会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1.この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2.この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
- 3.この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年1月31日までとする。
- 4.この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5.この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成23

年 11 月 30 日までとする。

6.この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 運営会員＝入会金 10,000 円、年会費 2,000 円

(2) 正会員 ＝入会金 5,000 円、年会費 2,000 円

付則

この定款は所轄庁の認証のあった平成 29 年 4 月 13 日から施行する。